

令和2年度 学校給食における食物アレルギー対応について

京田辺市立の全小学校では、学校給食における食物アレルギー対応について、統一した取組を進めています。

つきましては、以下の内容を十分ご確認の上、個別の対応を希望される場合は、2月28日(金)までに、学校までご連絡ください。(TEL：0774-62-0044)

1 「食物アレルギー」により、学校給食の個別対応（除去食・代替食等）を行う場合

(1) 医師の診断を受けた「学校生活管理指導表」及び「学校給食除去食希望申請書」を提出

- ① お子さんに、医師から食物アレルギーによる食事療法の指示があり、ご家庭でも食事療法をされていることが前提です。
- ② 「学校生活管理指導表」に係る費用は各ご家庭の負担となります。(毎年提出して下さい。)
- ③ 「蕎麦、キウイフルーツ、落花生、くるみ、カシューナッツ」は、給食では使用しません。
- ④ 児童の食物アレルギーについては、安全の徹底を図るため、教職員で情報を共有化させていただきますのでご理解ください。

<除去食対応の内容>

- ① 給食室で作っているもののうち、最終工程で除去可能なものを提供します。
- ② 原因食物をすべて除去して、対応できるもののみとします。
(例)「卵スープ」→ 卵なしで提供は可。ただし、少量なら食べられますは不可。
- ③ 除去食の取り違いを防ぐために、除去食対応用食器(薄桃色)を使用し、記名をいたします。
- ④ 安全の徹底を図るために、希望に添えない場合もあります。また、あくまで「除去食」での対応であり、「個別献立食」ではないことをご理解ください。

<除去食対応ができない場合>

- ① ごく微量でも激しいアレルギー反応を起こす等、生命に危険を及ぼす可能性がある場合は、除去食ではなく家庭から給食に替わる「代替食(弁当・料理)」を持参していただきますようお願いいたします。(別紙「対応にあたっての特記事項」参照)
- ② 給食室では代替食の提供は行いません。
- ③ 代替食持参の時は、自己管理となりますので、衛生面・温度管理にご配慮ください。

(2) 個別面談を実施

提出いただいた「学校生活管理指導表」及び「学校給食除去食希望申請書」や学校で用意した「食物アレルギー調査・面談記録票」を活用して個別面談を行い、給食での個別対応(除去食や代替食等)について決定します。決定内容を全教職員で確認後、対応を開始します。

2 「食物アレルギー」による個別対応（除去食・代替食等）が必要でなくなった時

医師の診断により、年度途中で学校給食の個別対応が必要でなくなった場合、除去食・代替食等の解除を行います。「学校給食除去食対応解除届」を提出してください。

3 その他

食物アレルギーの除去食希望申請をしており、通年、飲用牛乳やパンの提供を中止した場合のみ、返金を行います。

ご相談やご質問につきましては、学校担当者(島村)までご連絡ください。

別紙

対応にあたっての特記事項

以下に該当する場合は、安全な給食提供は困難であり、除去食対応ではなく、代替食（料理・弁当）持参対応とします。

① ごく微量でも激しいアレルギー反応を起こす等、生命に危険を及ぼす可能性がある場合
食物アレルギー専用区域に区域分けがされていない給食室で小麦粉・脱脂粉乳等の粉類を扱いますので、空中浮遊し食器や調理器具に付着する可能性があります。

② 食器や調理器具の共用ができない場合

③ 油の共用ができない場合

揚げ油は高温で使用されているので原因たんぱく質は、変性しやすいと考えられますので、複数回使用しています。

④ 食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい調味料・だし・添加物の除去が必要な場合

原因食物	多くの場合除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ごま油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

文部科学省 学校給食における食物アレルギー対応指針（平成 27 年 3 月発行）より

⑤ 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についての除去指示がある時

（注意喚起例）

○ 同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では○○（特定原材料の名称）を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているちりめんじゃこは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」